

令和5年度

委託第16号

防災行政無線保守点検業務委託

仕様書

おいらせ町

# 防災行政無線保守点検業務委託 仕様書

## 1. 総 則

この仕様書は業務の概要を示すものであり、状況により発注者が、必要と認められた軽微な部分については、受注者は契約金の範囲内においてそれを実施するものとする。

## 2. 業務場所

おいらせ町 中下田 外 地内

## 3. 期 間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 4. 業務詳細

### 1) 各設備保守業務

各設備の故障等、障害が発生した場合において、発注者の依頼を受けた場合は、速やかに点検及び復旧作業等の対応をするものとする。

### 2) 総合点検業務

各設備の清掃、調整、異常確認、必要な部分の性能点検のうえ、常に正常な機能を発揮できるように、別添保守点検表に基づき、所要の措置をとるものとする。

総合点検は年1回とし、実施日時は発注者と協議して決定する。

総合点検終了後は、保守点検表(別紙1様式)を提出すること。

### 3) その他(共通事項等)

ア) 業務遂行に必要な試験器、測定器、その他必要工具等は受注者の責任と負担において用意するものとする。

イ) 法で定める申請・届出等が必要な場合は、受注者において実施すること。

ウ) 軽微な故障修理に要する経費は本業務の範囲内とし、多額の経費を要する場合には、別途、発注者と受注者協議のうえ決定するものとする。

エ) 各設備の使用方法等の問い合わせや、軽微な設定変更作業(防災行政無線戸別受信機のチャンネル変更等)等も本業務の範囲内とする。

## 5. 保守点検対象機器

### ●固定系

機器	台数	型式	設置場所
操作卓（液晶ディスプレイ・被遠隔制御装置含）	1	RC-7000 形	本庁舎無線放送室
自動通信記録装置	1	XL-9260	本庁舎無線放送室
ミュージックチャイム	1	ML-1000	本庁舎無線放送室
録音/再生装置	1	CD-01U	本庁舎無線放送室
信号変換装置	1	NX-100	本庁舎無線放送室
メディアコンバーター	4	LMC	本庁舎無線放送室
親局（現用・予備）	各 1	F6M-535	本庁舎無線放送室
直流電源装置（インバータ含）	1	SFK11-15.6-30-3VB	本庁舎無線放送室
UPS 装置	1	MC-15S	本庁舎無線放送室
中継局設備	1	CM-63D	木ノ下中継局
百石地区屋外拡声子局	41		※別紙 2
下田地区屋外拡声子局（再送信子局含）	27		※別紙 2

### ●移動系

機器	台数	型式	設置場所
基地局設備	1		本庁舎
中継局設備	1		木ノ下中継局
統制台	1	RC-6243	本庁舎
統制局制御装置	1	EB-511P	本庁舎
バックアップ用無線装置（半固定局）	1	HJ-P0005	本庁舎
陸上移動局（半固定）	21	HJ-P0005	21 箇所 ※別紙 3
陸上移動局（車携帯型）	22	CP-210DP	20 箇所 ※別紙 3
陸上移動局（携帯型）	32	CP-210DP	19 箇所 ※別紙 3

### ●全国瞬時警報システム

機器	台数	型式	設置場所
J - A L E R T 専用小型受信機	1	JARS-2000	本庁舎無線放送室
J - A L E R T 自動起動装置	1	EB-456	本庁舎無線放送室
J - A L E R T 表示装置表示・設定用パソコン	1	ESPRIMO D550/A	まちづくり防災課
無停電電源装置	1	BY75SW	本庁舎無線放送室
表示灯（回転灯ブザー）	1	PHN-3FBE1	まちづくり防災課

※保守点検対象機器として明記されていないものについても、設備・機器に付随するものについては全て保守点検の対象とする。

## 6. 関係法令の遵守

受注者は、関係法規等を遵守のうえ業務遂行すること。

- ・電波法及び同法関係規則
- ・有線電気通信法及び同法関係規則
- ・電気設備に関する技術基準
- ・日本工業規格
- ・日本電気工業会標準規格
- ・その他関係法令、条例、規則等

## 7. 提出書類

提出書類	提出時期
1) 業務主任担当者届	定めた後速やかに
2) 業務計画書及び業務工程表	契約締結後 14 日以内
3) 着手届	業務着手時
4) 打合簿	業務変更又は確認が必要な都度
5) 完了届	業務完了後速やかに
6) 引渡書	完了検査合格後
7) 請求書	引渡し後

## 8. 完了時の提出書類

提出図書等	部数
完成写真(※着手前を左、着手後を右)	1 部
業務実施写真	1 部
各種保守点検結果報告書	1 部
その他監督職員が指示した書類	監督員の指示による

## 9. 代金の支払

委託料の支払いは、業務完了後の検査に合格、引渡書提出後、受注者の請求により一括支払いするものとする。

## 10. その他

### 1) 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

- (1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。
- (2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。
- イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

## 2) 疑義

この仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方の協議により決定することとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うこととする。